

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 7 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専 務 理 事 森 谷 賢

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について
(国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、添付のとおり、国土交通省海事局検査測度課から平成 30 年 12 月 25 日付け国海査第 363 号にて、当連合会に通知がまいりました。

貴職におかれましては、当該内容について傘下会員企業への周知をお願い申し上げます。

なお、本改正が反映された「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」、「固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示」、「その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示」、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」は、国土交通省 固体ばら積み関連 HP に後日掲載される予定とのことです。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000007.html)

本内容について当業界においては、産業廃棄物(あるいは処理後残渣やリサイクル品)の輸送に船舶を用いる場合が対象となることを申し添えます。

記

<添付書類>

- 1 国土交通省通達文 (国海査 363 号 (国海査 489_通達改正) 通達)
- 2 「特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について」
(国海査 363 号 (国海査 489_通達改正) 通達 (別添))
- 3 (官報) 国土交通省告示第 1384 号 (平成 30 年 12 月 25 日)
- 4 (参考) 国海査 489_通達改正新旧表

以上